

佐世保市保健・医療・福祉審議会運営要領の制定にあたって

佐世保市保健・医療・福祉審議会（以下「審議会」という。）については、平成8年の機構改革による保健福祉部の設置に伴い、佐世保市の保健・医療・福祉に関する事項について審議を行う機関として、平成8年7月3日に条例に基づく附属機関として設置された。

以降毎年、保健・医療・福祉に関する重要な事項について審議を行ってきていただいたが、平成20年4月及び平成21年6月の機構改革により、保健福祉部から子どもに関する政策を分離した「子ども未来部」が創設され、また、医療保険に関する事務を所掌する医療保険課・保険料課が新たに保健福祉部となったことを機に、本審議会設置当初の理念を踏襲しつつも、今、保健福祉部及び子ども未来部が求められる意思決定の手続きとしてふさわしいものとするため、より具体的な考え方に基づく審議会運営に関する規定を定める必要があると判断されたため、以下のとおり審議会の運営要領を定めることとする。

記

佐世保市保健・医療・福祉審議会運営要領

この要領は、佐世保市保健・医療・福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営にあたって、審議会の役割、審議の位置づけ、審議に付する案件など必要となる事項を定めるものとする。

第1 審議会の役割

1 保健・医療・福祉に関する重要事項の市民（関係機関）参加による意思決定

保健・医療・福祉施策は総合的・包括的に提供されることが望まれており、また、これらの施策展開にあたっては、各（民間を含む）実施主体がそれぞれの役割を担うことが望まれ、官民一体となった施策展開を図ることが重要である。

このことから、審議会は、佐世保市が保健・医療・福祉に関する重要事項および市民参加の手続きによる意思決定が望ましい事項（以下「重要事項等」という。）を決定するにあたっての参考とするため、これが市民や関係機関にとって適当かという視点で審議を行い、市に対して会としての意見を述べることをその役割とすることとし、市は、重要事項等に関しては、これらの意見を踏まえて意思決定を行うものとする。

2 保健・医療・福祉に関する関係機関と行政機関の連絡・調整

前項のとおり、官民一体となった保健・医療・福祉施策の展開が重要であり、行政と関係機関との情報及び意識の共有は不可欠である。審議会は審議の際、或いはその他の連絡・報告、関係機関からの申出等を通じて情報及び意識の共有を図り、また、必要に応じて行政或いは関係機関間の調整を行うことをその役割とする。

第2 審議会の位置づけ・審議結果伝達形式

審議会は、「第1」で整理された視点を踏まえて、保健・医療・福祉に関するすべての施策を包含して審議する機関とする。したがって、保健福祉部及び子ども未来部が所管する全ての事務において、必要がある場合は、所管課長等を通じて審議会に報告されるものとする。

審議会における審議において得られた結果の伝達形式については、会長取りまとめによる口頭伝達によることとする。

第3 審議会付議案件

審議会は、次に掲げる区分に従い、審議を行い、報告を受ける。

(審議1) 市が策定することとなっている保健・医療・福祉に関する基本的な計画のうち、法による策定義務・及び意見聴取義務がある計画の策定に関すること

- (対象計画)
- 佐世保市老人福祉計画・佐世保市介護保険事業計画
 - 佐世保市障がい者プラン・佐世保市障がい福祉計画
 - 次世代育成支援佐世保市行動計画（させぼっ子未来プラン）

※上記3案件については、特別な事項として必要に応じて専門部会を設置し、当該専門部会の部会長からの報告に基づき審議を行う。

(審議2) その他重要事項に関すること

- (例)
- 重要な方針決定・転換など

(報告1) 保健福祉部・子ども未来部各課からの報告

執行機関である保健福祉部・子ども未来部各課においては、審議会が保健・医療・福祉に関する重要事項の審議を行うという性格に鑑み、その所掌する事務に関する内容を定期的に報告すると同時に、附属機関等を設置している案件（外部の意見を聞くことが望ましい案件）を含め、その所掌する事務に関し、必要がある場合は報告を行うこととする。なお、報告案件については概ね次に掲げる事項を例示として選定することとする。

- (報告案件例)
- 法改正が行われた場合（軽微・定例的なものを除く）
 - 市民への負担・給付の内容が大きく変更される場合
 - 市民への影響の大きい新規事業、施設の新設を行う場合
 - 関係団体への重大な影響が想定される施策の実施・変更を行う場合
 - 所管する附属機関・任意機関での議論に関し、報告が必要と判断される場合

第4 施行期日

この要領は、平成23年4月1日から適用する。